SBC第13-1号様式(第24条関係)(A4)(規則第四号様式に基づく様式) (第一条の三、第三条、第三条の三関係)

## 計画変更確認申請書(建築物)

(第一面)

建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。また、申請にあたっ ては、株式会社湘南建築センター確認検査業務規程及び同確認検査業務約款を遵守いた します。

株式会社 湘南建築センター 様

年 月 日

申請者 氏名

## 設計者 氏名

【計画を変更する	建築物の直前の確認】
	(千) (未) 10.1 V フローローV フリモルバール

【確認済証番号】

【確認済証交付年月日】

【確認済証交付者】 【計画変更の概要】

>> 工\*\*小川相

		号
年	月	日

***				
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄	
年 月 日			年 月	日
第    号			第	号
係員氏名			係員氏名	

【1.建築主】 【1.氏名のフリガナ】 【n.氏名】 【n. 氏名】 【n. 郵便番号】 【ニ.住所】 【ホ. 電話番号】							
【2.代理者】 【4.資格】	(	)	建築士	(		)登録第	号
【n. 氏名】 【n. 建築士事務所名】	(	)	建築士事務所	(	)	知事登録第	号
【二. 郵便番号】 【本. 所在地】 【^. 電話番号】							
【3.設計者】 (代表となる設計者)							
【孔資格】	(	)	建築士	(		)登録第	号
【n. 氏名】 【n. 建築士事務所名】	(	)	建築士事務所	(	)	知事登録第	号
【二.郵便番号】 【本. 所在地】 【へ. 電話番号】 【ト. 作成又は確認した (その他の設計者) 【イ. 資格】 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】	:設計図 ( (	)	李】 建築士 建築士事務所	(	)	)登録第 知事登録第	号
【ニ.郵便番号】 【ホ.所在地】 【ヘ.電話番号】 【ト.作成又は確認した	こ設計図	書	÷]				
【4. 資格】	(	)	建築士	(		)登録第	号
【n. 氏名】 【n. 建築士事務所名】	(	)	建築士事務所	(	)	知事登録第	号
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成又は確認した	こ設計図	]書	<b>F</b> ]				
【イ. 資格】 【ロ. 氏名】	(	)	建築士	(		)登録第	号
【ハ. 建築士事務所名】	(	)	建築士事務所	(	)	知事登録第	号
【二. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【^. 電話番号】 【ト. 作成又は確認した	こ設計図	]書	F]				

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者) 上記の設計者のうち、 □建築士法第20条の2第1項の表示をした者 【4. 氏名】 【中. 資格】構造設計一級建築士交付第 묶 □建築士法第20条の2第3項の表示をした者 【4. 氏名】 号 【中. 資格】構造設計一級建築士交付第 □建築士法第20条の3第1項の表示をした者 【4. 氏名】 【中. 資格】設備設計一級建築士交付第 号 □建築士法第20条の3第3項の表示をした者 【4. 氏名】 【1. 資格】設備設計一級建築士交付第 号 【4.建築設備の設計に関し意見を聴いた者】 (代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者) 【4. 氏名】 【中.勤務先】 【ハ.郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】 【^. 登録番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】 (その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者) 【4. 氏名】 【中勤務先】 【ハ.郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】 【^. 登録番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】 【4. 氏名】 【中.勤務先】 【ハ.郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】 【^. 登録番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】 【4. 氏名】 【中.勤務先】 【ハ.郵便番号】 【ニ. 所在地】 【ホ. 電話番号】 【^. 登録番号】

【1. 意見を聴いた設計図書】

【5.工事監理者】					
(代表となる工事監理者)	( )	<b>建筑工</b>	(	\	<b>¤</b> .
【イ. 資格】 【ロ. 氏名】	( )	建築士	(	)登録第	号
【ハ.建築士事務所名】	( )	建築士事務所	(	)知事登録第	号
【二. 郵便番号】 【+ . எ: 在 + h 】					
【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】					
【1. 工事と照合する設計[	図書】				
(その他の工事監理者)	, ,	7-1-1-1-1	,	TV. AT LALA	н
【1. 資格】 【1. 氏名】	( )	建築士	(	)登録第	号
【ハ. 足名】 【ハ. 建築士事務所名】	( )	建築士事務所	(	)知事登録第	号
	, ,			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•
【二. 郵便番号】 【+ 高去+h】					
【ホ. 所在地】 【^. 電話番号】					
【1. 工事と照合する設計[	図書】				
T > V= 1/. T		The total t	,		
【イ. 資格】 【ロ. 氏名】	( )	建築士	(	)登録第	号
『. 氏名』 【n. 建築士事務所名】	( )	建築士事務所	(	)知事登録第	号
• · · • · · · · · · · · · · · · · · · ·	` /			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	•
【二. 郵便番号】					
【ホ. 所在地】 【^. 電話番号】					
【^. 電品番号】 【   . 工事と照合する設計	図書】				
【4. 資格】	( )	建築士	(	)登録第	号
【p. 氏名】 【n. 建築士事務所名】	( )	建築士事務所	(	)知事登録第	号
・ベストナジババロ	` /	ハエハー テジババ	`	√ √ 10 ± Trw/\/4	•
【二. 郵便番号】					
【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】					
【^. 電品番号】 【   . 工事と照合する設計	図書】				
【6. 工事施工者】	4				
【1. 氏名】					
【中. 営業所名】 建設業	色の許可	( ) 第	;	号	
【、 和/市巫 日】					
【ハ. 郵便番号】 【ニ. 所在地】					
【4. 電話番号】					
【7. 構造計算適合性判定	の申請】				
□申請済(	~ 1 HH 1	)			
□未申請 (		)			
□申請不要	井 ルトムトット	担乳毒の担け			
【8. 建築物エネルギー消費 □提出済み(	負性胎惟	休計画の提出  			
□未提出(		)			
□提出不要(		)			
【a 備考】					

【9. 備考】

【1.地名地番】					
【2.住居表示】					
	画区域内(□市街位	· -		□区域区分非設 画区域外	战定)
【4. 防火地域】	□防火地域	□準防火地域	戊  □指定	Eなし	
【5.その他の区域、	地域、地区又は街	[区]			
【6.道路】 【4.幅員】 【n.敷地と接して	いる部分の長さ】		m m		
【7.敷地面積】 【4.敷地面積】	(1) ( (2) (	) ( ) (	) ( ) (	) ( ) (	) m² ) m²
【中用途地域等】		)(	) (	) (	)
	52条第1項及び第: ( 53条第1項の規定に	)( こよる建築物の	)( 建蔽率】	) (	)%
【ホ. 敷地面積の合	計】(1) (2)	) ( m² m²	) (	) (	)%
=	能な延べ面積を敷り 能な建築面積を敷り		· · · · =	% %	
【8.主要用途】(②	区分 )				
【9.工事種別】 □新築 □増築	□改築 □移転	□用途変更	□大規模の修	繕 □大規模の	)模様替
【10.建築面積】 【1.建築物全体】 【1.建廠率の算定	(申請部分 ( ごの基礎となる建築	) (	青以外の部分 ) )	)(合計 )(	) ) m²
【ハ.建蔽率】	(	)(	,	) (	) m²

【11. 延べ面積】	(申請部分	)(申請以外の部分	)(合計	)
【イ. 建築物全体】	(	) (	) (	) m²
【ロ. 地階の住宅又は老人ホー	-ム等の部分】			
	(	) (	) (	) m²
【ハ.エレベーターの昇降路の	、	/ (	<i>/</i> (	/ 111
ハエレベーターの升降的の	, 1	\ /	\	\ 2
	(	) (	) (	) m²
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム	、等の共用の廊下等	の部分】		
	(	) (	) (	) m²
【ホ. 認定機械室等の部分】	(	) (	) (	) m²
【^. 自動車車庫等の部分】	(	) (	) (	) m²
【ト. 備蓄倉庫の部分】	(	) (	) (	) m²
【1. 蓄電池の設置部分】	(	) (	) (	) m²
【リ. 自家発電設備の設置部分	<b>,</b>	<i>/</i> (	<i>/</i> (	/ 111
19. 日家光电欧洲少风巨的力	(	\ (	) (	) 2
F and the second to the second	(	) (	) (	) m²
【3. 貯水槽の設置部分】	(	) (	) (	) m²
【ル. 宅配ボックスの設置部分	}]			
	(	) (	) (	) m²
【ヲ. その他の不算入部分】	(	) (	) (	) m²
【ワ. 住宅の部分】	(	) (	) (	) m²
【カ. 老人ホーム等の部分】	(	) (	) (	) m²
【3. 延べ面積】		$m^2$		
【9. 容積率】		%		
		70		
【12.建築物の数】				
【イ.申請に係る建築物の数】				
【ロ. 同一敷地内の他の建築物	『の数】			
The state of the s		/ 1 1 - 7-h hele il 1		
【13.建築物の高さ等】 (	申請に係る建築物)			
【4. 最高の高さ】 (	申請に係る建築物)		m	
	申請に係る建築物) ) )		m	
【4. 最高の高さ】 (	申請に係る建築物) ) ) ) )		m	
【1. 最高の高さ】 ( 【n. 階数】 地上(	申請に係る建築物) ) ) ) 造 一	( )	· m · 造	
【1. 最高の高さ】 ( 【p. 階数】 地上( 地下( 【n. 構造】	) ) ) 造 一	( ) ( ) ( )	造	
【1. 最高の高さ】 ( 【1. 階数】 地上( 地下( 【1. 構造】 【1. 建築基準法第56条第7項	) ) ) 造 一 近の規定による特例	( ) ( ) ( )	) 	
【1. 最高の高さ】 ( 【1. 階数】 地上( 地下( 【1. 構造】 【1. 建築基準法第56条第7項 【1. 適用があるときは、特例	) ) 造 一 jの規定による特例 Jの区分】	( ) ( ) ( ) ( ) 部  の適用の有無】	造 □有 □無	
【1. 最高の高さ】 ( 【1. 階数】 地上( 地下( 【1. 構造】 【1. 建築基準法第56条第7項	) ) ) 造 一 近の規定による特例	( ) ( ) ( ) ( ) 部  の適用の有無】	造	
【4. 最高の高さ】 ( 【□. 階数】 地上( 地下( 【ハ. 構造】 【二. 建築基準法第56条第7項 【本. 適用があるときは、特例 □道路高さ制限不適用	) ) 造 一 jの規定による特例 Jの区分】	( ) ( ) ( ) ( ) 部  の適用の有無】	造 □有 □無	
【1. 最高の高さ】 ( 【1. 階数】 地上( 地下( 【1. 構造】 【1. 建築基準法第56条第7項 【1. 適用があるときは、特例	) ) 造 一 jの規定による特例 Jの区分】	( ) ( ) ( ) ( ) 部  の適用の有無】	造 □有 □無	
【4. 最高の高さ】 ( 【□. 階数】 地上( 地下( 【ハ. 構造】 【二. 建築基準法第56条第7項 【本. 適用があるときは、特例 □道路高さ制限不適用	) ) 造 一 jの規定による特例 Jの区分】	( ) ( ) ( ) ( ) 部  の適用の有無】	造 □有 □無	
【4. 最高の高さ】 ( 【□. 階数】 地上( 地下( 【ハ. 構造】 【二. 建築基準法第56条第7項 【本. 適用があるときは、特例 □道路高さ制限不適用	) ) 造 一 jの規定による特例 Jの区分】	( ) ( ) ( ) 部 「の適用の有無】 不適用 □北側i	造 □有 □無	
【1. 最高の高さ】 (	) ) 造 一 近の規定による特例 」の区分】 □隣地高さ制限	( ) ( ) ( ) 所 の適用の有無】 不適用 □北側i	造 □有 □無	
【1. 最高の高さ】 ( しい と しい	) ) 造 一 近の規定による特例 」の区分】 □隣地高さ制限 令和 年 」 令和 年 」	( ) ( ) ( ) ( ) 部   の適用の有無】 - 不適用 □北側i - 日 日	造 □有 □無 高さ制限不適用	
【1. 最高の高さ】 (	) ) ) 造 一 近の規定による特例 」の区分】 □隣地高さ制限 令和 年 〕 令和 年 〕	( ) ( ) ( ) ( ) 部   の適用の有無】 - 不適用 □北側i - 日 日	造 □有 □無	
【1. 最高の高さ】 ( しい 地上 ( 地下 (	) ) ) 造 一 近の規定による特例 」の区分】 □隣地高さ制限 令和 年 〕 令和 年 〕	( ) ( ) ( ) ( ) 部   の適用の有無】 - 不適用 □北側i - 日 日	造 □有 □無 高さ制限不適用	)
【1. 最高の高さ】 (	) ) ) 造 一 近の規定による特例 」 の区分】 □隣地高さ制限 令和 年 」 令和 年 」 年月日】 月 日 (	( ) ( ) ( ) ( ) 部   の適用の有無】 - 不適用 □北側i - 日 日	造 □有 □無 高さ制限不適用	)
【1. 最高の高さ】 ( しい 地上 ( 地下 (	) ) ) 造 一 何の規定による特例 」 の区分】 □隣地高さ制限 令和 年 〕 令和 年 〕 年月日】 月月日	( ) ( ) ( ) ( ) 部   の適用の有無】 - 不適用 □北側i - 日 日	造 □有 □無 高さ制限不適用	)
【1. 最高の高さ】 ( しい 地下 ( 地下	(の規定による特例 過の規定による特例 別の区分】 □隣地高さ制限 令和 年 月 令和 年 月 年月日日日日	( ) ( ) ( ) ( ) 所 の適用の有無】  不適用 □北側で  日 日 日 日	造 □有 □無 高さ制限不適用 時定工程)	)
【1. 最高の高さ】 ( しい 地下 ( 地下	) )) 造 一 何の規定による特例 「の区分】 「一 降地高さ制限 令和 年 」 令和 年 」 年月日】 日日日( 月月日日( 3条第1項及び第46約	( ) ( ) ( ) ( ) 所 の適用の有無】  不適用 □北側で  日 日 日 日	造 □有 □無 高さ制限不適用 時定工程)	)
【1. 最高の高さ】 ( しまり) 地上( 地下( 地下( 地下( 地下( 地下( 地下( 地下( 地下( 地下( 上ま) 地上( 地下( 地下( 上 ) 地下( 上 ) 地下( 地下( 上 ) 地下( 上 ) 地下( 地下( 上 ) 地下( 上 ) 地下( 上 ) 地下( 上 ) 地下( 地下( 上 ) 地下( 上	) ) ) 造 一 で 規定による特例 」の区分】 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	( ) ( ) ( ) ( ) 所 の適用の有無】  不適用 □北側で  日 日 日 日	造 □有 □無 高さ制限不適用 時定工程)	)
【1. 最高の高さ】 ( 地上 ( 地下	) ) ) 造 一 で 規定による特例 」の区分】 一 令和 年 」 令和 年 」 年月日日日日(( 月月日日日(( 3条第1項及び第46系 () ()	( ) ( ) ( ) ( ) 所 の適用の有無】 不適用 □北側で 日 日 日 日 日 ( 4	造 □有 □無 高さ制限不適用 特定工程) 過措置の適用】	)
【1. 最高の高さ】 ( 地上 ( 地下	) ) ) 造 一 で 規定による特例 」の区分】 一 令和 年 」 令和 年 」 年月日日日日(( 月月日日日(( 3条第1項及び第46系 () ()	( ) ( ) ( ) ( ) 所 の適用の有無】  不適用 □北側で  日 日 日 日	造 □有 □無 高さ制限不適用 特定工程) 過措置の適用】	)
【1. 最高の高さ】 ( 地上 ( 地下	) ) ) 造 一 で 規定による特例 」の区分】 一 令和 年 」 令和 年 」 年月日日日日(( 月月日日日(( 3条第1項及び第46系 () ()	( ) ( ) ( ) ( ) 所 の適用の有無】 不適用 □北側で 日 日 日 日 日 ( 4	造 □有 □無 高さ制限不適用 特定工程) 過措置の適用】	)

【20.備考】

建築物別概要		(第四面)		
【1. 番号】				
【2. 用途】 (区分 (区分 (区分 (区分 (区分	) ) ) )			
【3. 工事種別】 □新築 □増築	□改築 □移転	□用途変更	□大規模の修繕	□大規模の模様替
【4. 構造】	造 -	一部	造	
□耐火構造(防火	く上及び避難上支  行令第108条の3 同等の準耐火性能	障がない主要4 第1項第1号イ を有する構造	( n -1)	
□建築基準法第2	テ令第109条の5第 1条第1項ただし書 テ令第109条の 7第 テ令第110条第1号	1項に掲げる基 に該当する建 61項第1号に に掲げる基準に	掲げる基準に適合 こ適合する構造	
【7. 建築基準法第61 □耐火建築物 □延焼防止建築物 □準耐火建築物 □準延焼防止建第 □その他 □建築基準法第6	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	を受けない		
【8. 階数】 【4. 地階を除く階数 【1. 地階の階数】 【1. 昇降機塔等の限 【1. 地階の倉庫等の	- 皆の数】		階 階 階 階	
【9. 高さ】 【4. 最高の高さ】 【r. 最高の軒の高さ	§]		m m	
【10. 建築設備の種類	]			
【ロ. 適用があるとき	の適用の有無】 は、特例の区分		有□無	書の規定による 518条第5項第1号に掲

□建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第2号に掲 げ

る審査

(構造設計を行つた構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した 構造設計一級建築士)

【ハ.建築基準法第6条の4第15 【ニ.建築基準法施行令第10			「無】□有 □無	
		第	号	
【ホ. 認定型式の認定番号】	第	号		
【ヘ.適合する一連の規定の【	区分】			
□建築基準法施行令第 13	36条の2の11第	1 号イ		
□建築基準法施行令第 13	36条の2の11第	1号口		
【ト. 認証型式部材等の認定番	5号】 第		号	
【12. 床面積】 (申 【4. 階別】 ( 階) (	l請部分 ) ) ) ) ) ) )	(申請以外の部分) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	(合計 ( ( ( ( ( (	) m² ) m² ) m² ) m² ) m² ) m² ) m² ) m²
【13. 屋根】				
【14.外壁】				
【15. 軒裏】				
【16. 居室の床の高さ】		mm		
【17. 便所の種類】				
【18. その他必要な事項】				
【19. 備考】				

号

(1) 氏名(2) 資格 構造設計一級建築士交付 第

【1.番号	1					
【2. 階】						
【3.柱の	小径】			mm		
【4. 横架	材間の垂直距離】			mm		
【5. 階の	高さ】			mm		
	】 室の天井の高さ】 築基準法施行令第39	9条第	3項に規定する	mm 5特定天井】	□有	□無
【イ.】 【ロ.】 【ハ.】 【ニ.】 【ホ.】	,	) ) ) ) )	(具体的な用 ( ( ( ( (	途の名称) ) ) ) ) ) )	(床面積 ( ( ( ( (	) ) m²
【9. 備考	1					

建築物独立部分別概要

【1. 番号】
【2. 延べ面積】
【3. 建築物の高さ等】         【イ. 最高の高さ】         【ロ. 最高の軒の高さ】         【ハ. 階数】       地上( )地下( )         【二. 構造】       造 一部 造
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】 □特定構造計算基準 □特定増改築構造計算基準
【5. 構造計算の区分】  □建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算  □建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算  □建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算  □建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算  □建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算
【6. 構造計算に用いたプログラム】 【イ. 名称】 【ロ. 区分】  □建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イの認定を受けたプログラム  (大臣認定番号  □その他のプログラム
【7. 建築基準法施行令第 137 条の 2 各号に定める基準の区分】 ( )
【8. 備考】